

五泉市スキルアップ研修受講料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市の中小企業における優れた人材育成を図るため、市長が指定する研修機関(以下「指定研修機関」(別表)という。)が実施する研修会等に参加する者に対して、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、五泉市補助金交付規則(平成18年五泉市規則第48号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に事業所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に掲げる中小企業者。
- (2) 前号の中小企業者で構成する団体。

(研修者)

第3条 研修者は、前条の各号のいずれかに該当する事業所に勤務する者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、研修者一人当たりの補助金の額は、指定研修機関が定める受講料の2分の1以内とする。また、指定研修機関から講師を招き、事業所等で実施する研修会についても補助する。この場合、参加者一人当たりの補助金の額は、次の各号のいずれか低い額の2分の1以内とする。

- (1) 指定研修機関が定める受講料
- (2) 研修会に要した費用のうち講師謝金、講師委託料、講師旅費及び会場費を合算した額を参加人数で割り返して求めた額

2 一人当たりの補助金の限度額は30,000円とし、1企業につき年間10人以内とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 研修日程及び研修に係る費用が確認できる書類
- (2) 受講の決定が確認できる書類

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、申請書を受理した時は、その内容を審査し、適当であると認めた時は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 研修等の受講並びに研修会実施等の着手は、原則として前項の補助金交付の決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない

事情により補助金交付の決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した補助金交付決定前着手届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。なお、この場合においては、申請者は補助金交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明かにした上で行うものとする。また、不承認となった場合は自力事業とすること。

（実績報告）

第7条 交付決定を受けた者は、研修が終了したときは、速やかに補助事業実績報告書（別記様式第4号）に研修の修了が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第8条 市長は、前条による実績報告を受けた場合は、審査のうえ補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（別紙様式第5号）により、通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、その額が確定された後に交付するものとし、補助対象者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（書類の提出部数）

第10条 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、1部とする。

（雑 則）

第11条 この要綱に規定するもののほか、この補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

中小企業大学校、新潟職業能力開発短期大学校
